

第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応

1 練馬区の地球温暖化対策に関する計画

(1) 経緯

区は、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギービジョン（平成 18 年 2 月策定。以下「省エネビジョン」といいます。）」に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできました。省エネビジョン策定以降は、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

こうした中、区は、平成 19 年度から、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」といいます。）の策定作業に着手し、平成 21 年 3 月に策定しました。

その後、平成 29 年 3 月に策定した練馬区環境基本計画 2011（後期計画）が地域推進計画を包含し、温室効果ガス排出量の削減目標などを定めています。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼による使用、他人から供給された電気の使用など	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行、生活排水の処理など	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、生活排水の処理など	298
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出など	1,430 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	溶剤からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	7,390 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	ふっ化物製造時の漏出など (区ではほとんど排出されていない)	17,200

(3) 区の温室効果ガス排出量

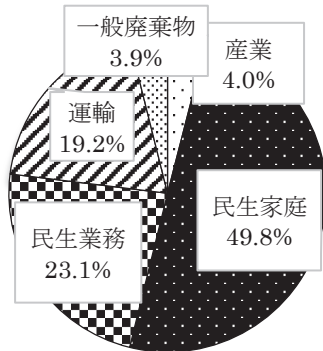
ア 温室効果ガス総排出量の推移

年度	基準年度 H25 (2013) 実績値	H26 (2014) 実績値	H27 (2015) 実績値	H28 (2016) 実績値
排出量 (千 t-CO ₂ eq)	2,257	2,170	2,027	1,972

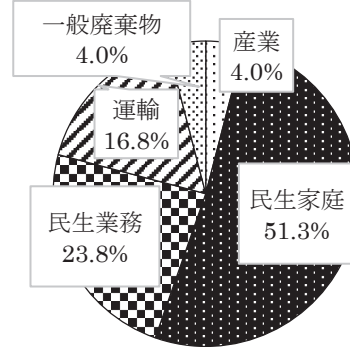
イ 二酸化炭素の部門別排出量の構成

平成 28 年度（2016 年度）の区内で排出された二酸化炭素のうち約 75%は、民生家庭部門（一般家庭）、民生業務部門（事業活動）から排出されました。

平成27年度（2015年度）



平成28年度（2016年度）



(4) 区の地球温暖化対策の目標

区内の温室効果ガス排出量は大部分が二酸化炭素であり、民生家庭部門、民生業務部門から排出されているという特性があり、国と異なります。しかし、地球温暖化対策の重要性に鑑み、以下のとおり、国と同水準の削減目標を掲げました。

長期目標

令和 12 年度（2030 年度）までに 26.0%削減する。

短期目標

令和元年度（2019 年度）までに 9.2%削減する。

※ 基準年度はいずれも平成 25 年度（2013 年度）

2 練馬区のエネルギーに関する計画

(1) 経緯

今まで国家的、広域的課題とされてきたエネルギー政策を、基礎的自治体である練馬区が行政計画として取り上げたのは、東日本大震災などを背景とする大きな時代の変化があったことによります。

従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給面での脆弱性と、全体としてのエネルギー効率の限界が明らかになるとともに、小型発電機やコジェネレーション等の分散型発電技術が飛躍的に発展しました。また、再生可能エネルギーの普及拡大や、水素エネルギーをはじめとする次世代エネルギー活用への期待も高まっていました。

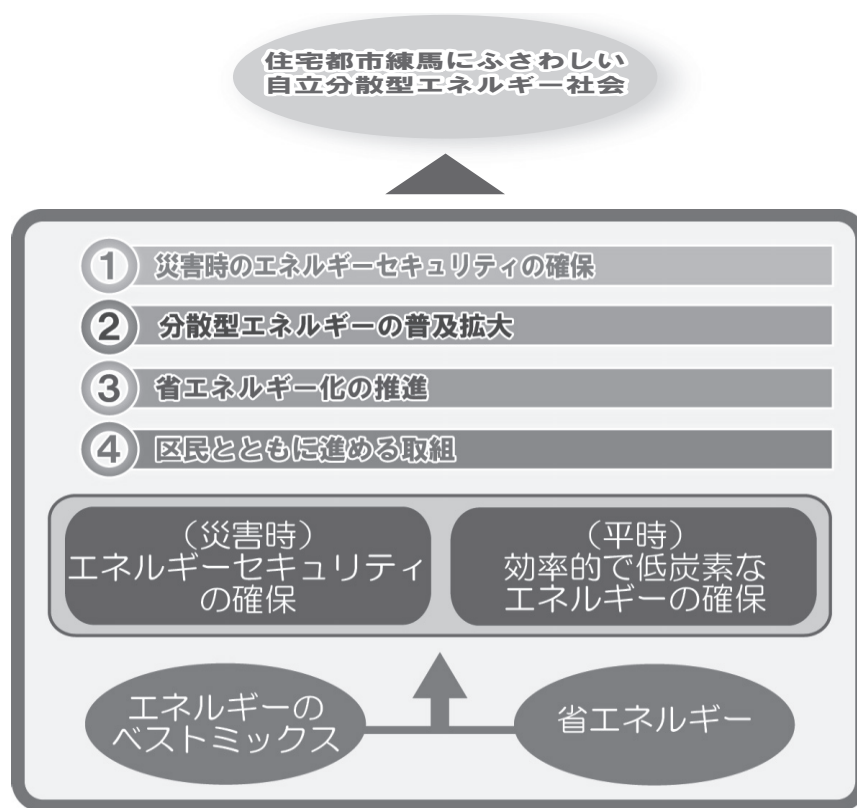
こうした中、有識者や事業者からなる「(仮称)練馬区エネルギービジョン検討会議」による検討を、平成26年9月から始めました。その後、区民の意見を反映させ、練馬区エネルギービジョン(以下「エネルギービジョン」といいます。)を平成28年3月に策定しました。

(2) 目的・位置づけ

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざし、災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保という二つの観点から、エネルギー政策を展開します。

■ 練馬区がめざす「自立分散型エネルギー社会」とは

エネルギーのベストミックスと省エネルギーを両輪として、地域全体のエネルギーセキュリティの確保と、効率的で低炭素なエネルギーの確保を実現した地域社会のこと。

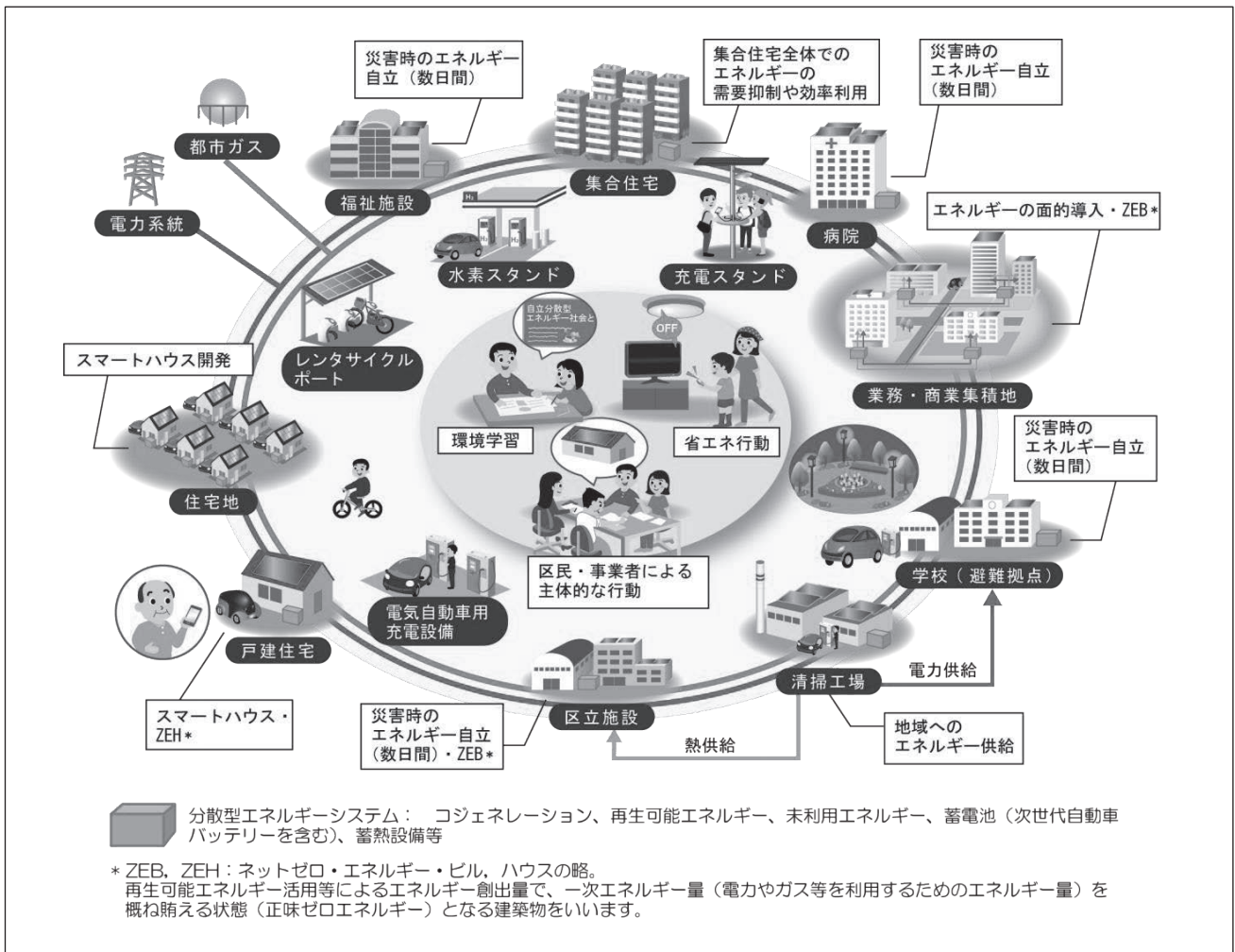


ア 自立分散型エネルギー社会の将来像

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の理想的な姿として、練馬に関わるすべての主体が共有できるよう将来像を描きました。

将来像の主な要素となる3つの観点をも、「生活」（区民生活や事業活動）、「社会」（区民等を後押しする社会の仕組み）、「空間」（住宅や街なみなど具体的な活動の場）と定義し、それぞれのめざす姿を示しました。

令和10年代初頭にめざす練馬区における自立分散型エネルギー社会の将来像



区民生活や事業活動 [生活]

- ① 区民・事業者の間で、身近な省エネルギー対策が定着しています。
- ② エネルギー効率に優れた建物や製品等を優先的に選択する行動が定着しています。
- ③ 災害時のエネルギー確保への備え（設備、行動）が定着しています。

区民等を後押しする社会の仕組み [社会]

- ① 省エネ型の建物、製品およびサービスの選択を促すインセンティブ制度等が機能しています。
- ② 災害時には区内のエネルギー供給施設を皆で共有できる仕組みが整っています。

住宅や街なみなど具体的な活動の場 [空間]

- ① 先導的な分散型エネルギー拠点が区内の数か所に実現しています。
- ② 家庭、事業所、区立施設では、各々の特性や目的に応じてエネルギーを組み合わせています。
- ③ みどり豊かで誰もが移動しやすい、低炭素で省エネルギー型のまちを形成しています。

イ エネルギービジョンの位置づけ

エネルギービジョンは、今後の区政運営の方向性を明らかにする「第2次みどりの風吹くまちビジョン ～新しい成熟都市・練馬をめざして～」(平成31年3月策定)に基づく、エネルギー政策に関する個別計画です。エネルギービジョンに示す取組は、第2次みどりの風吹くまちビジョンの戦略計画に基づく取組を中心に構成したものです。

(3) 計画期間

エネルギービジョンは、国や東京都のエネルギー対策との整合や連携を図りながら進めるため、令和10年代初頭までの期間を対象とします。

なお、今後もエネルギー情勢の変化や技術革新の進展が予想されることから、取組の状況を踏まえながら、概ね5か年ごとにエネルギービジョンを見直します。

次項目で示す取組は最初の5か年となる平成27年度から令和元年度までのもので、「みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画との整合を図りながら推進します。

(4) 取組の柱立て

エネルギービジョン実現への取組の柱立ては、「災害時のエネルギーセキュリティの確保」「分散型エネルギーの普及拡大」「省エネルギー化の推進」「区民とともに進める取組」の次の4点とし、重点的に取り組む事業を示しました。

ア 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① プラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車の避難拠点などでの緊急電源利用
- ② 避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
- ③ 区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援

イ 分散型エネルギーの普及拡大

- ① 全国を先導する地域コジェネレーションシステムの創設
- ② 分散型エネルギーシステムの導入支援
- ③ 再生可能エネルギーのさらなる活用

ウ 省エネルギー化の推進

- ① 省エネルギー機器・設備の導入支援
- ② 区立施設における省エネルギー化の推進
- ③ 省エネ型ライフスタイルへの誘導

エ 区民とともに進める取組

- ① 災害時のエネルギーセキュリティの確保
- ② 分散型エネルギーの普及拡大
- ③ 省エネルギー化の推進
- ④ 協働による着実な推進

3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度*

太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムは、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設備の設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成 18 年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の区内への普及を促進しています。平成 22 年度から小規模事業者への補助、平成 25 年度からは管理組合への補助も行っています。

※ 平成 26 年度までの制度名は、「地球温暖化対策設備設置補助制度」



太陽光発電設備

平成 30 年度補助実績

設 備 種 類	補助対象者と補助金額 ^{※1}	実 績	
		件数 (件)	金額 (千円)
太陽光発電設備	(区民・事業者) 5 万円	109	5,450
	(管理組合) 20 万円	0	0
強制循環式太陽熱利用システム	(区民・事業者) 2.5 万円	0	0
	(管理組合) 20 万円	0	0
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	(区民・事業者) 2.5 万円	55	1,375
家庭用燃料電池システム (エネファーム) ^{※2}	(区民・事業者) 5 万円	568	28,361
蓄電システム	(区民・事業者) 6 万円	90	5,400
	(管理組合) 20 万円	0	0
ビークル・トゥ・ホームシステム ^{※3}	(区民・事業者) 2.5 万円	0	0
	(管理組合) 20 万円	0	0
改修窓 (窓の断熱改修)	(区民・事業者) 4 万円	32	1,264
	(管理組合) 20 万円	0	0
直管形 LED 照明等	(事業者) 2 万円	7	129
	(管理組合) 20 万円	26	4,206
合 計 ^{※4}		887	46,185

※1 補助金額は 1 件あたり補助上限額

※2 抽選により申請額を減額して交付した 1 件を含む

※3 電気自動車等から電力を取り出し、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を有するシステム

※4 合計は区民、事業者、管理組合の合計



家庭用燃料電池システム（エネファーム）



自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

4 自立分散型エネルギー設備設置補助制度

平成 28 年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及を促進するとともに、災害が起きた時の避難拠点等において、必要とされる最小限のエネルギーを確保するため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、その一部を補助します。

なお、平成 30 年度の補助実績はありませんでした。

補助対象施設

補助対象施設	箇所数
福祉避難所	21
災害時医療機関	22
合計	43

補助対象設備

設備種類	補助上限金額
太陽光発電設備	20 万円
蓄電システム	
ビークル・トゥ・ホームシステム	